

保医発第0306011号
平成18年3月6日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

老人性認知症疾患治療病棟の施設基準の運用について

老人性認知症疾患治療病棟入院料（以下「老人性認知症疾患治療病棟」という。）の施設基準については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306002号。以下「基本施設基準通知」という。）の別添4「特定入院料の施設基準等」の第19等により通知されているところであるが、当該基準の適切な運営を図るため、下記の点につき御了知のうえ遺漏なきを期するとともに、関係機関等に対する周知・徹底を図られたい。

なお、施設基準の運用に当たっては、「老人性認知症疾患治療病棟施設整備基準」（昭和63年7月5日健医発第785号保健医療局長通知）（以下「整備基準」という。）及び「老人性認知症疾患治療病棟施設整備基準について（通知）」（平成6年3月16日健医精発第12号精神保健課長通知）を参考にするとともに、施設基準に係る届出の受理を行うに当たっては、精神保健福祉主管部（局）と十分に連絡・調整を図られたい。

さらに、老人性認知症疾患治療病棟入院料を算定する施設は、整備基準に適合する施設であることが望ましいが、これに適合させることが困難な場合は、基本施設基準通知を満たしていれば足りるものであるため、念のため申し添える。

また、従前の「重度認知症患者入院治療及び老人性認知症疾患治療病棟の施設基準の運用について（通知）」（平成16年2月27日保医発第0227007号）及び「老人性認知症疾患療養病棟入院医療の施設基準の運用について」（平成16年2月27日保医発第0227008号）は、平成18年3月31日限り廃止する。

記

- 1 基本施設基準通知の(3)のイ及びウに規定する看護師等の要件については、当該病院の看護師及び准看護師の員数が、医療法の標準に満たない場合は、当該要件に該当しないものであること。
- 2 基本施設基準通知の(3)のオ及び(4)のウに規定する1看護単位をもって1病棟として取り扱うものであること。
- 3 基本施設基準通知の(3)のカ及び(4)のエに規定する患者1人当たりの床面積については、次により算定した面積を当該病棟の入院患者数で除して算定するものであること。
 - (1) 当該病棟が整備基準に適合する場合は、整備基準の第2の3に規定する各施設に係る面積と昭和44年6月23日衛発第431号都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知の別紙「精神病院建築基準」（以下「建築基準」という。）の第3の1の(3)に規定する各施設（専ら当該病棟に入院する患者のために設けられているものに限り、整備基準の第2の3の各施設と重複するものを除く。）に係る面積を合算した面積
 - (2) 当該病棟が整備基準に適合していない場合は、建築基準の第3の1の(3)に規定する各施設（専ら当該病棟に入院する患者のために設けられているものに限る。）に係る面積と基本施設基準通知の(3)のキに規定する廊下及び基本施設基準通知の(3)のク及び(4)のオに規定する生活機能回復訓練室に係る面積を合算した面積
- 4 基本施設基準通知の(3)のキに規定する廊下は、整備基準の第2の3の(8)に規定する廊下の要件を満たすものであること。
- 5 基本施設基準通知の(3)のク及び(4)のオに規定する生活機能回復訓練室は、当該病棟との連絡に十分考慮した適切な配置が行われている場合は、当該病棟の外部に設けられていて差し支えないものであること。
- 6 施設基準に係る届出の受理をされた病棟に設けられた合併症室等の個室に患者を入院させた場合にあつては、「厚生労働大臣の定める選定療養」（平成18年厚生労働省告示第105号）第1号の特別の療養環境の提供には該当しないものであること。